

4月1日から農業委員会 制度・農地制度が変わり ました

(農業委員会)

- 農業委員会制度の変更点
- ・農地等の利用の最適化の推進業務が義務化
- ・農地利用最適化推進員の設置

※現行の農業委員任期(平成29年7月19日)が満了し、新体制となる段階から設置することとされています

- ・委員の選出方法を公選制から任命制へ変更

※市町村長は任命にあたって、あらかじめ地域の農業者や農業団体等に候補者の推薦を求めると同時に公募も行い、議会の同意を得て任命します。

※委員は認定農業者を過半とし、利害関係者以外の登用も求められています。

○農地制度の変更点

- ・農業生産法人から農地所有適格法人へ変更

※法人資格要件が一部緩和されました。

なお、新制度による委員の公募等は、現行の委員の任期に合わせて適宜実施する予定です。

○お問い合わせ

産業課 農業委員会G
☎(84)2582(直通)

国民年金保険料の納付

(町民税務課)

平成28年度の保険料は、月額16,260円となります。
保険料は、前納(2年分、1年分、6か月分)することができます。

○前納について

前納すると保険料の割引が受

まとめて納付(前納)すると保険料がおトクになります!!

【1年分の保険料】

(平成28年度保険料月額16,260円)

【6か月分の保険料】

おトク!!

□座振替では 4,090円
納付書では 3,460円

毎月納めると 195,120円

前納すると
□座振替では 183,160円
納付書では 191,660円

おトク!!

□座振替では 1,110円
納付書では 790円

毎月納めると 97,560円

前納すると
□座振替では 96,480円
納付書では 96,770円

けられます。

- ・前納は現金による納付のほか、口座振替による納付も可能です。

※4月以降に国民年金の第1号被保険者になられた方が前納を希望された場合は、最初に加入された月分から年度末の3月分までの保険料となります。

※納付書の発行日によって、前納で納められない月分の保険料がある場合がありますので、ご注意ください。

※国民年金はクレジットカードでのお支払いもできます。

【経済的に保険料の納付が困難なときは申請免除を】

○保険料 全額免除または3/4、半額、1/4免除があります。

○対象者 所得が少ないなど、保険料を納めることが著しく困難と認められる方

※平成27年度に申請免除が承認された方で、継続して免除を希望される方の申請は不要となります。ただし、年度中に免除の内容に変更がある方は、再度申請が必要となります。

なお、任意加入被保険者は対象となりません。

○対象期間 7月～翌年6月

【学生のための納付特例】

○保険料 全額を納付猶予

○対象者 本人の所得が118万円以下

で、大学(大学院)、短大、高等専門学校等に在学する20歳以上の学生の方

※夜間、定時制、通信制の学生も対象となります。

※毎年申請が必要です。

○持参するもの 学生証

○対象期間 4月～翌年3月

○保険料 全額を納付猶予

○対象者 30歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額(全額免除の基準と同額)以下の方

○対象期間 7月～翌年6月

※ご注意ください

学生納付特例期間や若年者納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格要件には算入されませんが、年金額には反映されません。

学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、満額の障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができません。

○お問い合わせ

・下館年金事務所

☎0296(25)0811

・町民税務課 町民G

☎(84)1965(直通)

広報ごかに広告を掲載しませんか?
この枠は半枠です

規 格	掲載料(1ヵ月)
全枠 縦4.9cm×横18.2cm	20,000円
半枠 縦4.9cm×横 9.0cm	11,000円

○お問い合わせ 総務課 秘書広報G ☎84-1111